



# 名張市下水道事業経営戦略

2023（令和5）年度▶ 2032（令和14）年度

---

---

## 目 次

第1章	はじめに	1
1.	経営戦略の策定の趣旨	1
2.	位置付け	2
3.	策定方法	3
第2章	名張市下水道事業の現況と課題	4
1.	事業概要	4
(1)	下水道事業の概要	4
(2)	公共下水道事業	5
(3)	農業集落排水事業	7
(4)	浄化槽市町村整備推進事業	10
(5)	主要施設のまとめ	11
2.	現況把握	12
(1)	使用料	12
(2)	組織	13
(3)	民間活用の状況	14
3.	現状分析	15
(1)	経営比較分析表による要点整理	15
(2)	類似団体との比較分析	18
(3)	経営指標による評価	28
(4)	浄化槽市町村整備推進事業について	31
4.	将来の事業環境	32
(1)	下水道全体計画、事業計画の整理	32
(2)	将来人口の見通し	36
(3)	汚水量の予測	40
(4)	使用料収入の見通し	41
(5)	施設について	42
5.	事業の課題	44
第3章	経営戦略	45
1.	基本方針	45
2.	投資試算と財源試算による見通し	46
(1)	投資試算	46
(2)	財源試算	48
(3)	投資目標・財源目標	50
(4)	投資・財政計画	51
第4章	経営健全化の取組	58
1.	支出削減の取組	58
2.	収入確保の取組	59
3.	新たな接続先に対する取組	59
4.	その他の取組	60
第5章	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	61
参考資料	(用語集)	62

---

---

# 名張市下水道事業経営戦略

## 第1章 はじめに

### 1. 経営戦略の策定の趣旨

下水道事業は、快適で衛生的な生活環境を維持する重要な役割を担っており、汚水を排除・処理するとともに、公共用水域の水質を保全し、その経営は、使用料収入をもって事業に係る費用を賄う独立採算制を基本としています。

本市の下水道事業は、1993（平成5）年度に「名張市下水道マスタープラン」を策定し、2007（平成19）年度と2019（令和元）年度に改定を行い、合理的な手法の選択と計画的な整備を進め、市民の快適な生活環境の創造と公共用水域の水質保全に取り組んでいます。

下水道整備の根幹である、公共下水道事業、農業集落排水事業が成熟していく中、施設の老朽化に伴う改築・更新費用の増大、将来の人口減少に伴う使用料収入の減少など、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増すことが予想され、事業継続のためには不断の経営努力が求められます。

このような状況の中、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」

（平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）や「「経営戦略」の策定推進について」（平成28年1月26日付け総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）により、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が要請され、名張市下水道事業においては、2017（平成29）年3月に官公庁会計による経営戦略を策定しています。さらに、「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」

（平成31年3月29日付け総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）及び「「経営戦略」の改定推進について」（令和4年1月25日付け総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）において、既に策定済みの「経営戦略」についてもPDCAサイクルを通じて質を高めていくことが求められ、2020

（令和2）年度に下水道事業を官公庁会計から公営企業会計へと移行したことに伴い、財政マネジメントの向上を進めるとともに効率的かつ計画的に施設整備を進め、将来にわたり持続可能な事業運営に取り組むため、今般、公営企業の観点から経営戦略を改定します。

## 2. 位置付け

名張市下水道事業経営戦略は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営の基本計画です。

図 1-2-1 に示すとおり、本市の「総合計画」や「都市マスタープラン」等の各種計画との整合を図りつつ、今後の10年間における経営の基本的な考え方、投資試算や財源試算、収支ギャップの解消など経営健全化に向けた取組を定めています。

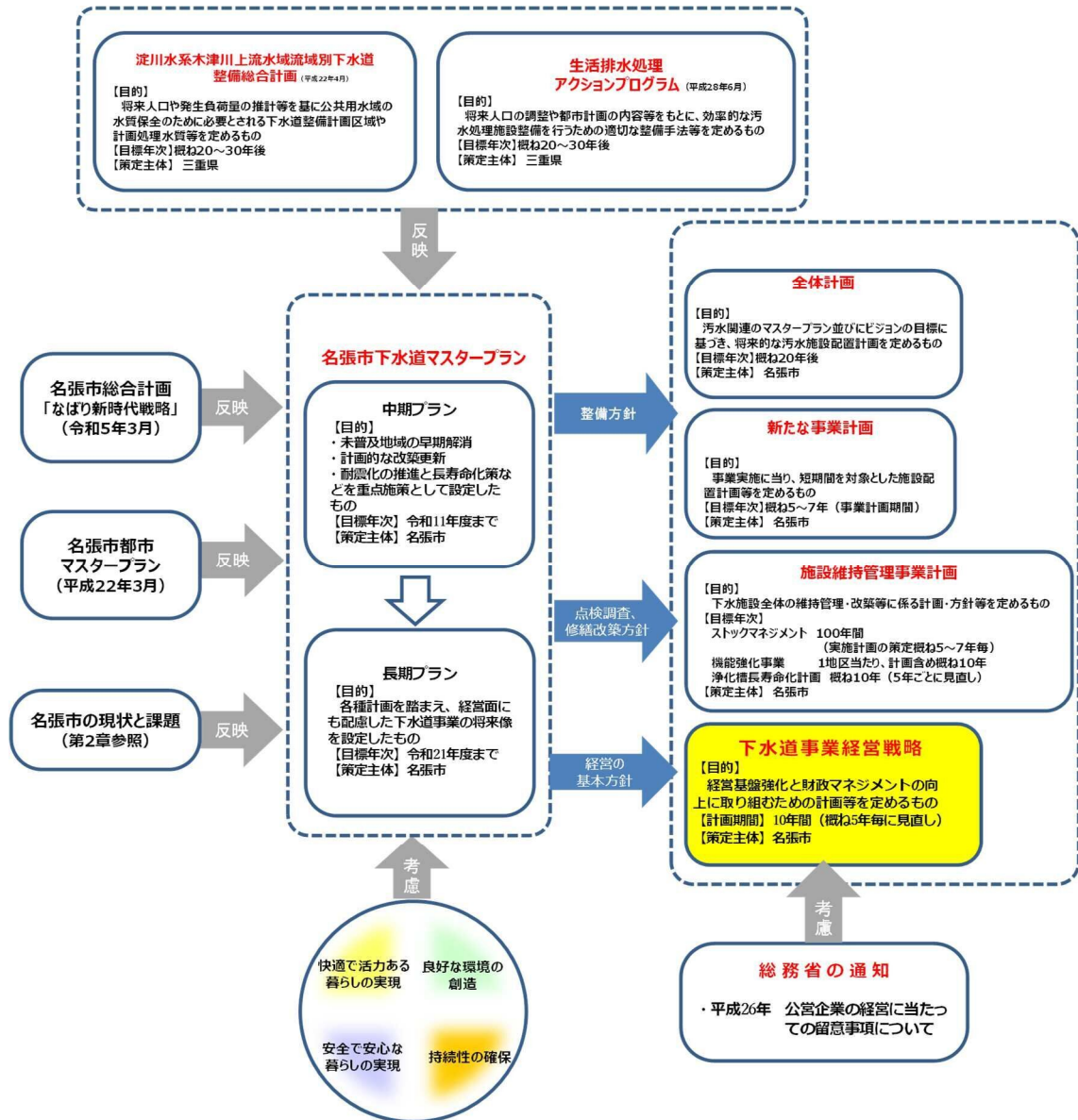
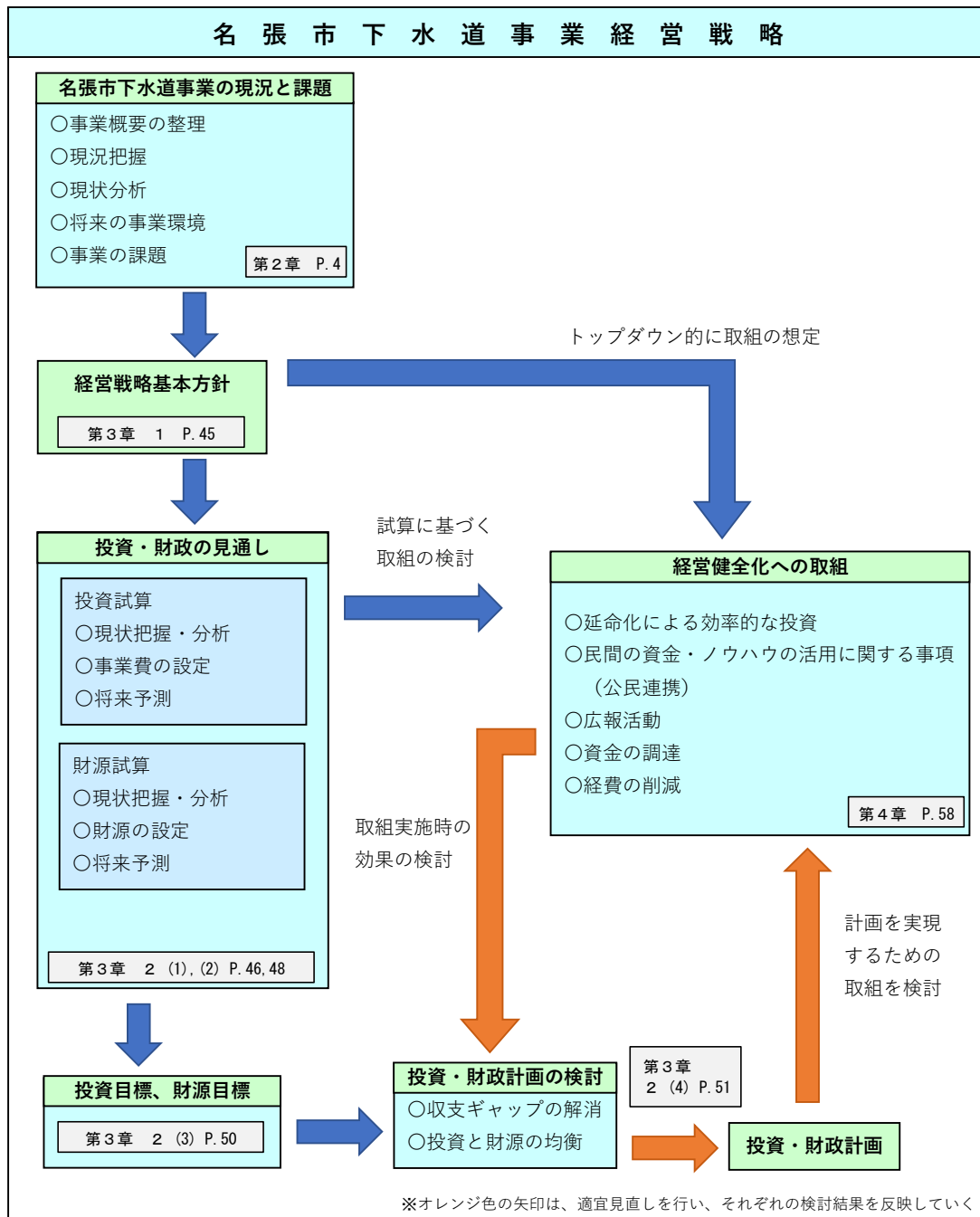


図 1-2-1 名張市下水道事業経営戦略の位置付け

### 3. 策定方法

投資試算と財政試算の検討結果を踏まえ、投資と財源の収支が均衡した「投資・財政計画」が基本となり、計画を実現するための経営健全化の取組について必要な検討を行い、経営戦略に反映します。

また、名張市下水道事業経営戦略の計画期間については、中長期的な視点から経営基盤の強化などの取組ができるように、概ね50年間を見通しつつ2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。



(備考) 総務省資料に示された経営戦略の構成やプロセスに基づいて作成

図 1-3-1 名張市下水道事業経営戦略の策定プロセス

---

---

## 第 2 章 名張市下水道事業の現況と課題

### 1. 事業概要

#### (1) 下水道事業の概要

本市において、公衆衛生の向上と生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という事業目的を同じくし、既に同一の使用料体系を採用していることから、公共下水道事業、農業集落排水事業及び戸別浄化槽事業を合わせて 2020（令和 2）年度より「名張市下水道事業」としています。

公共下水道事業については、1998（平成 10）年度に事業着手し、2006（平成 18）年 3 月には中央浄化センターの供用を開始しています。中央処理区では、年次継続的に未普及解消に向けた整備を推進するとともに公共下水道区域の拡大整備に向けた取組を進めています。また、南部処理区では、2020（令和 2）年度に市管理の四つの住宅地汚水処理施設が公共下水道の認可を受け、四つの処理区として供用を開始するとともに、中央処理区に合わせて名張市公共下水道再構築計画（ストックマネジメント全体計画）に着手し、既存施設の老朽化対策に取り組んでいます。

一方、農業集落排水事業については、1986（昭和 61）年度から 2018（平成 30）年度にかけて全 11 地区の整備を終え、持続的な施設管理を行うため機能強化事業に取り組んでいます。

戸別浄化槽事業（浄化槽市町村整備推進事業）については、長瀬地区で 2008（平成 20）年度から 2010（平成 22）年度及び 2015（平成 27）年度、国津地区で 2014（平成 26）年度から 2015（平成 27）年度に事業を実施し、長瀬地区で 88 基（うち 12 基は既設移管）、国津地区で 24 基（うち 1 基は既設移管）設置しています。

## (2) 公共下水道事業

名張市の公共下水道は、市全体を中央、南部の二つの公共下水道処理区で整備する方針としており、下水道計画面積は2処理区合計1,749haで、主な施設としては中央・南部浄化センター、管渠、マンホールポンプ場となっています。

このうち、中央処理区では2021（令和3）年度末で約715haの面整備を行い、現在、区域の拡大整備に取り組むとともに、中央浄化センターにおいて増設工事を行っています。

一方、南部浄化センターは未整備（将来建設予定）です。2020（令和2）年4月に南部処理区内の大型合併処理浄化槽（南部百合が丘、南部つつじが丘、南部春日丘、南部南百合が丘）を公共下水道施設の認可を受けて運転管理しており、将来は南部浄化センターに統合することとなっています。

表 2-1-1 公共下水道事業の施設概要

<p>中央浄化センター (供用開始年度：平成18年度一部供用)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 ステップ流入式多段硝化脱窒法 (凝集剤添加)</li> <li>●計画人口 35,400人</li> <li>●所在地 名張市蔵持町里2835番地5</li> </ul>	
<p>南部百合が丘処理場 (供用開始年度：昭和60年度)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 標準活性汚泥法</li> <li>●計画人口 6,260人</li> <li>●所在地 名張市百合が丘西3番町18番地</li> </ul> <p>※平成26年度に民間から市に移管を受けています。</p>	

<p><b>南部つつじが丘処理場</b> (供用開始年度：昭和54年度)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 標準活性汚泥法</li> <li>●計画人口 9,390人</li> <li>●所在地 名張市つつじが丘北9番町277番地</li> </ul> <p>※平成27年度に民間から市に移管を受けています。</p>	
<p><b>南部春日丘処理場</b> (供用開始年度：平成9年度)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 標準活性汚泥法</li> <li>●計画人口 1,240人</li> <li>●所在地 名張市春日丘1番町183番地</li> </ul> <p>※平成26年度に民間から市に移管を受けています。</p>	
<p><b>南部南百合が丘処理場</b> (供用開始年度：平成9年度)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 標準活性汚泥法</li> <li>●計画人口 450人</li> <li>●所在地 名張市南百合が丘245番地</li> </ul> <p>※平成26年度に民間から市に移管を受けています。</p>	



### (3) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、健全で快適な生活環境の形成と河川の水質保全のため、一般家庭の生活排水、事務所・商店等の事業所からの営業排水等を対象に、1986（昭和 61）年度から 2018（平成 30）年度にかけて、11 地区を対象に整備されています。

整備処理区域面積は約 548ha で、施設としては、終末処理場 11 か所、管渠延長約 139km、マンホールポンプ場 181 か所となっています。

表 2-1-2 農業集落排水事業の施設概要

<p><b>黒田地区汚水処理施設</b> (供用開始年度：平成7年度)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 回分式活性汚泥方式</li> <li>●計画人口 1,520人</li> <li>●所在地 名張市黒田2668番地</li> </ul>	
<p><b>滝之原地区汚水処理施設</b> (供用開始年度：平成8年度)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 回分式活性汚泥方式</li> <li>●計画人口 760人</li> <li>●所在地 名張市滝之原4635番地18</li> </ul>	
<p><b>田原地区汚水処理施設</b> (供用開始年度：平成9年度)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 回分式活性汚泥方式</li> <li>●計画人口 840人</li> <li>●所在地 名張市西田原2600番地1</li> </ul>	

<p>美旗東部地区汚水処理施設 (供用開始年度：平成11年度)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 回分式活性汚泥方式</li> <li>●計画人口 2,500人</li> <li>●所在地 名張市下小波田2249番地</li> </ul>	
<p>薦原地区汚水処理施設 (供用開始年度：平成12年度)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 回分式活性汚泥方式</li> <li>●計画人口 820人</li> <li>●所在地 名張市薦生672番地3</li> </ul>	
<p>川西地区汚水処理施設 (供用開始年度：平成13年度)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 連続流入間欠ばっ気方式</li> <li>●計画人口 760人</li> <li>●所在地 名張市夏秋730番地2</li> </ul>	
<p>赤目東部地区汚水処理施設 (供用開始年度：平成16年度)</p> <p>汚水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 連続流入間欠ばっ気方式</li> <li>●計画人口 2,580人</li> <li>●所在地 名張市赤目町相楽883番地</li> </ul>	

<p>赤目北部地区污水处理施設 (供用開始年度：平成19年度)</p> <p>污水处理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 連続流入間欠ばっ気方式</li> <li>●計画人口 2,190人</li> <li>●所在地 名張市箕曲中村1661番地</li> </ul>	
<p>錦生西部地区污水处理施設 (供用開始年度：平成20年度)</p> <p>污水处理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 連続流入間欠ばっ気方式</li> <li>●計画人口 1,890人</li> <li>●所在地 名張市安部田4520番地3</li> </ul>	
<p>赤目南部地区污水处理施設 (供用開始年度：平成24年度)</p> <p>污水处理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 連続流入間欠ばっ気方式</li> <li>●計画人口 1,930人</li> <li>●所在地 名張市赤目町丈六480番地</li> </ul>	 <p>※丈六地区污水处理施設（平成3年度供用開始）を統合</p>
<p>比奈知地区污水处理施設 (供用開始年度：平成30年度)</p> <p>污水处理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処理方式 連続流入間欠ばっ気方式</li> <li>●計画人口 1,320人</li> <li>●所在地 名張市下比奈知409番地2</li> </ul>	

---

---

#### (4) 浄化槽市町村整備推進事業

浄化槽市町村整備推進事業は、浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除きます。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

現在国津、長瀬地区の2地区を整備しています。

表 2-1-3 対象地区の施設概要

国津地区		長瀬地区	
5人槽	5基	5人槽	12基
7人槽	16基	7人槽	69基
10人槽	2基	10人槽	6基
35人槽	1基	14人槽	1基
合計	24基	合計	88基
使用人員	58人	使用人員	246人

(5) 主要施設のまとめ

図 2-1-1 に生活排水処理現況計画図 (2022 (令和 4) 年 3 月 31 日現在) を示します。

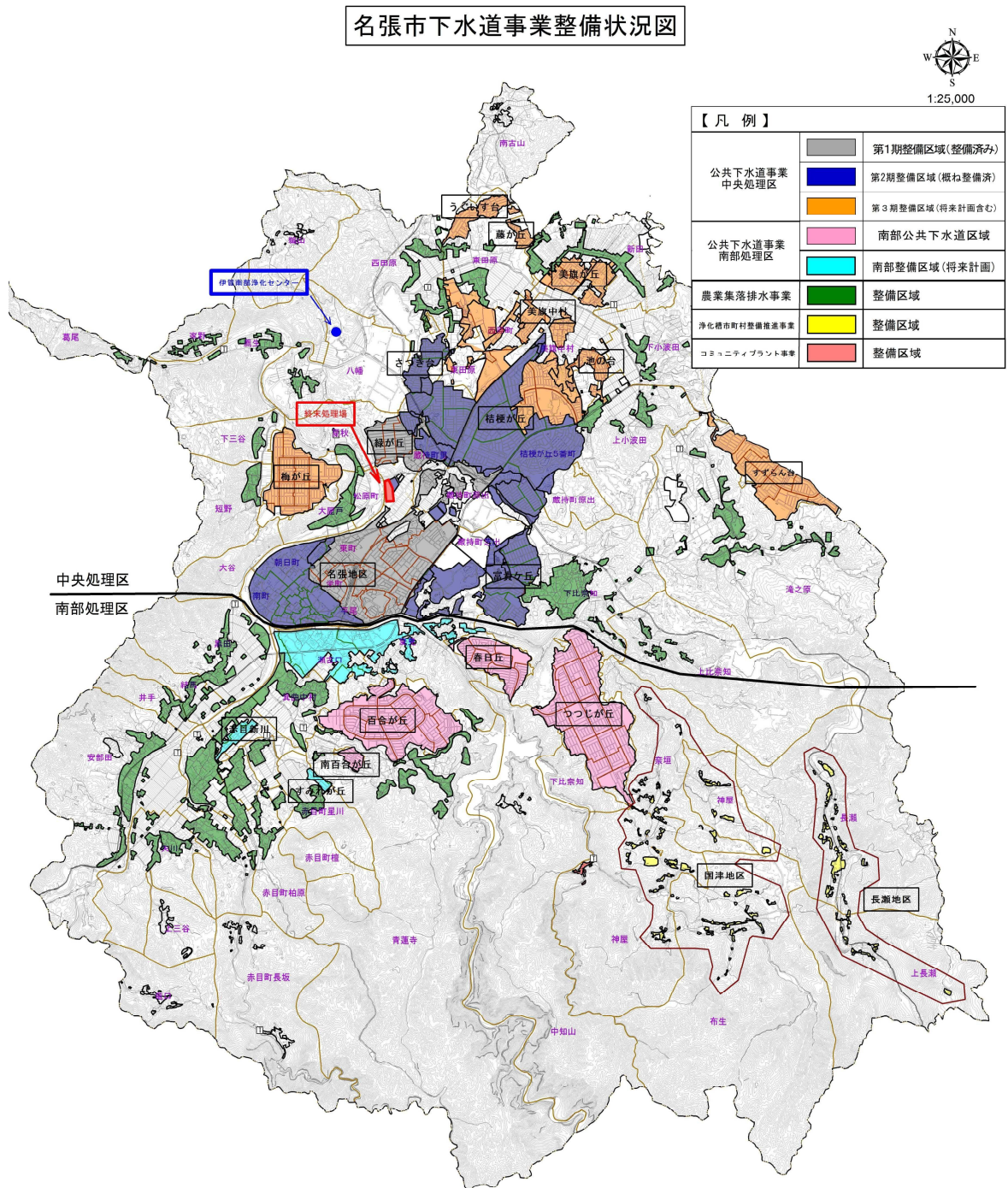


図 2-1-1 現況計画図 (2022 (令和 4) 年 3 月 31 日現在)

## 2. 現況把握

### (1) 使用料

下水道使用料は、下水道の使用者から使用水量に応じて徴収し、施設の維持管理等に充てています。本市の使用料は、基本使用料制、従量使用料制、累進使用料体系となっています。

下水道使用料は、使用水量に応じて次の表 2-2-1 により算定した額とします。

表 2-2-1 名張市の下水道使用料（1 か月当たり）

（単位：円）

種別	基本料金		超過料金（1m <sup>3</sup> につき）				
	水量	料金	11~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> 以上
一般	10m <sup>3</sup> まで	1,500円	154円	169円	189円	214円	234円
浴場	10m <sup>3</sup> まで	1,500円	34円				
臨時	10m <sup>3</sup> まで	1,500円	234円				

※2022（令和 4）年度時点の使用料（税抜）

下水道使用水量は、水道使用水量となります。

ただし、水道料金の用途区分の家事用で井戸水を使用している場合は表 2-2-2 のとおりとなります。

表 2-2-2 名張市の下水道使用料

	測定機器による場合	測定機器がない場合
井戸水のみを使用	井戸水の使用水量	1人当たりの使用水量（8m <sup>3</sup> ）×世帯の人数
井戸水と水道水を併用	水道使用量＋井戸水の使用水量	1人当たりの使用水量（4m <sup>3</sup> ）×世帯の人数＋水道使用水量

## (2) 組織

2008（平成 20）年度の上下水道部統合以降、下水道事業においては、経営総務室、下水道建設室、下水道維持室で事業運営を行っています。

2021（令和 3）年度の職員は、18 人です。その年齢構成は表 2-2-3 に示すとおり、事務職、技術職共に年齢的なバランスはとれています。しかしながら、下水道分野の専門知識を持った職員が不足しており、今後は人的資源の確保とともに、下水道事業運営に必要な技術の継承を適切に行える組織体制づくりが必要といえます。

表 2-2-3 職員の年齢構成

(人)

	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	合計
事務職員	0	1	1	2	4
技術職員	4	3	4	3	14
合計	4	4	5	5	18

※2022（令和4）年3月31日現在（会計年度任用職員含みません。）

### (3) 民間活用の状況

限られた予算、職員数で下水道事業を運営していくためには、豊富な知識と経験をもった信頼のある民間業者のノウハウを活用することも重要です。現在、本市で民間委託を実施している主な業務は表のとおりです。

将来における経営状況を踏まえると、包括的民間委託を検討するなど、更なる経費削減と効率化が求められる状況にあります。

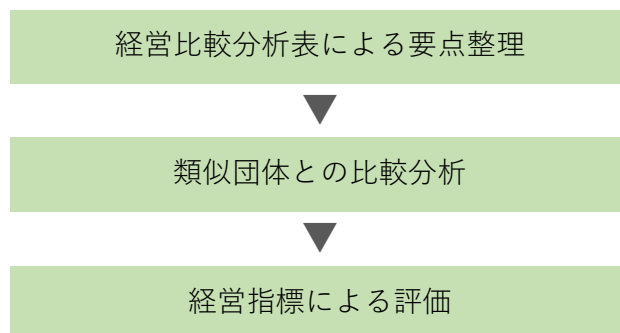
表 2-2-4 主な民間委託内容

業務	委託内容
運転管理業務	公共下水道事業処理施設（中央、南部（4地区））の運転管理、農業集落排水処理施設（全11地区の処理施設）の運転管理、戸別浄化槽（2地区）の運転管理
窓口業務	受付、問合せ・電話対応、申請・届出書類受理等



### 3. 現状分析

以下に示すフローで現状分析を行います。



#### (1) 経営比較分析表による要点整理

総務省では、公営企業の経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するため、経営指標を整理した「経営比較分析表」を策定・公表しています。

本市の経営比較分析表（令和 3 年度）を次頁に示します。分析の要点は以下のとおりです。

- ・ 経常収支比率は、公共下水道では 100%を超えています。農業集落排水事業では約 93%です。これは、2012（平成 24）年度に使用料を公共下水道の使用料と合わせて一元化したことにより収益が減額となったためです。
- ・ 累積欠損金は、公共下水道、農業集落排水事業共に類似団体及び全国平均と比べても低い値となっています。
- ・ 流動比率は、公共下水道では 100%を超えています。農業集落排水事業では 0.51%と非常に低い値となっています。
- ・ 企業債残高対事業規模比率は、公共下水道、農業集落排水事業共に類似団体及び全国平均と比べても高い値となっています。これは建設事業を進めているためです。
- ・ 経費回収率は、公共下水道では 100.60%です。農業集落排水事業では類似団体の数値を上回っているものの 68.88%です。
- ・ 汚水処理原価は、公共下水道では類似団体や全国平均と比較して高い値を示しています。農業集落排水事業も公共下水道と同様の傾向です。
- ・ 施設利用率は、公共下水道では中央浄化センターが区域拡大中であることから低い率となっています。農業集落排水事業では類似団体の数値を下回っています。
- ・ 水洗化率は、公共下水道では大規模な住宅団地が公共下水道に認可されてから高い値を維持しています。農業集落排水事業では類似団体の数値を下回っています。
- ・ 管渠老朽化の状況については、公共下水道は供用開始が 2006（平成 18）年で比較的新しく、新設管渠については、古いものでも十数年程度の経過ですが、民間から市に移管された大規模住宅地施設が公共下水道となったことから管渠老朽化率は約 13%となっています。農業集落排水事業は最も古い地区での供用開始が 1991（平成 3）年となっており、管渠については耐用年数に達していないことから、管渠老朽化率は 0%です。

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

三重県 名張市

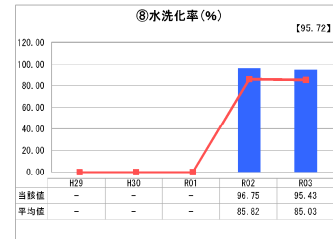
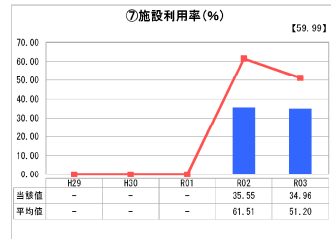
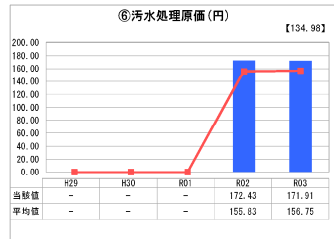
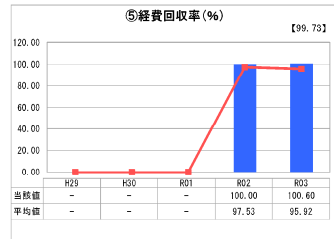
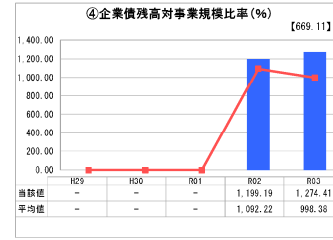
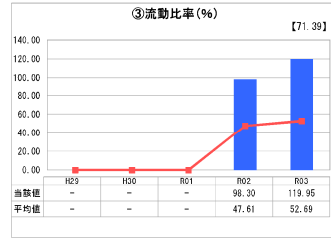
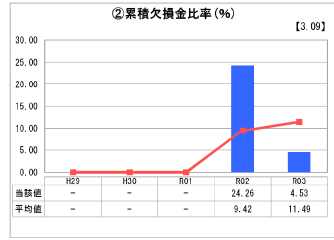
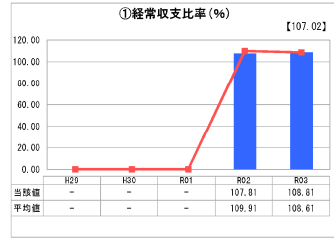
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	60.13	58.12	90.34	3,344

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
76,909	129.77	592.66
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
44,441	10.64	4,176.79

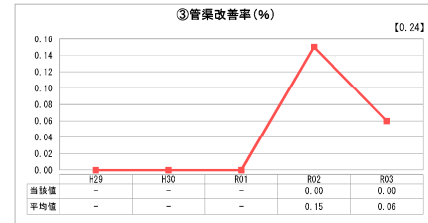
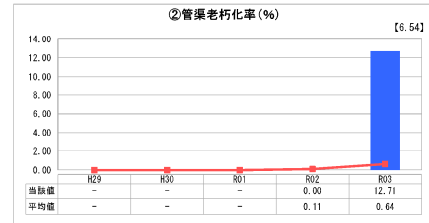
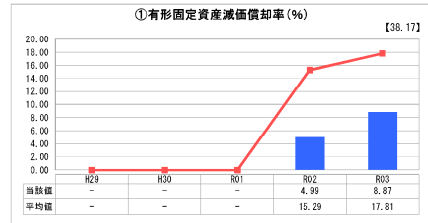
グラフ凡例

- 当該団体量値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

令和2年度より地方公営企業法を適用したため、令和元年度以前の数値は全て0となっている。  
 ①経常収支比率は、100%を超えており2年連続黒字決算とすることができた。  
 ②経費回収率も100%であり、下水道使用料で回収すべき経費を全て賄っている状態であり、経営状況は概ね良好であると言える。  
 ③累積欠損金比率は、4.53%となっている。本市の場合は開始貸借対照表の時点から負債・資本剰余金の合計が資産の合計を上回り繰上積立金からのスタートとなっている。これは企業債元金と減価償却費の差額により生じたものだが、2年連続で純利益となったことから改善されている。  
 ④流動比率は流動負債に占める企業債元金償還の割合が高いため低率となる傾向にあるが、令和3年度は100%を超えることができた。また一時借入も行うことなく支払能力の改善が図れた。  
 ⑤企業債残高対事業規模比率は、類似団体及び全国平均と比べても高い値となっている。これは建設事業を進めているため今後の区域拡大後の使用料収入の伸びにより改善されるよう稼働率促進に努める必要がある。  
 ⑥汚水処理原価は類似団体や全国平均と比較して高い値を示しているが若干の減少が図れた。今後も維持管理費の削減や稼働率の向上に努める必要がある。  
 ⑦施設利用率は中央浄化センターが区域拡大中であることから低い率となっている。  
 ⑧水洗化率は大規模住宅宅地地区が公共下水道に認可されてから高い率となっている。

### 2. 老朽化の状況について

本市の公共下水道は、供用開始が平成18年と比較的新しく、新設管渠については、古いものでも十数年程度の経過であったが、民間から市に移管された大規模住宅地施設が公共下水道となったことから令和3年度老朽化率12.71%となった。③管渠改善率は令和3年度も0%である。  
 現在「名張市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、管路のみならず、汚水処理場やマンホールポンプ施設も含め老朽化対策に取り組んでいる。

### 全体総括

平成10年に事業着手し、平成18年3月から一部供用開始した本市の公共下水道は、「名張市下水道整備マスタープラン」、「名張市公共下水道全体計画」に基づき計画的に未普及地域、空室団地の移住促進等の事業に取り組んでいる。令和2年度には住宅地の大型汚水処理施設の区域が公共下水道の認可を上げることとなり、公共下水道事業の処理水量、維持管理対象施設（管路含む）が増え、それに伴う汚水処理費も増えている状態である。稼働率の向上による使用料の回収はもちろんのこと、補助事業の活用、大規模修繕への取組充実など、使用料以外の収入も確保を工夫しながら、一般会計収入に依存しない経営となるよう努力していく必要がある。

また地方公営企業法としての決算数値を踏まえた経営状況の分析を行うとともに、公共下水道事業全体計画、ストックマネジメント計画で算出された事業の情報を盛り込んだ経営戦略を令和4年度に改定する予定となっており、今後は経営戦略を活用し経営改善に取り組んでいく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

※ 2.②「管渠老朽化率」R02当該値の表記は0.00ですが数値の精査により12.80に修正します。

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

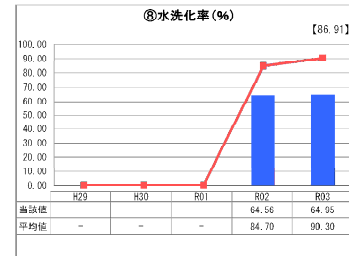
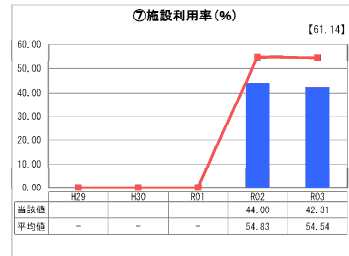
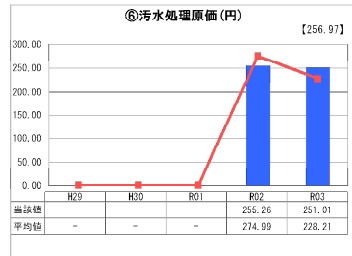
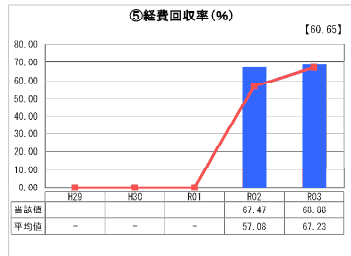
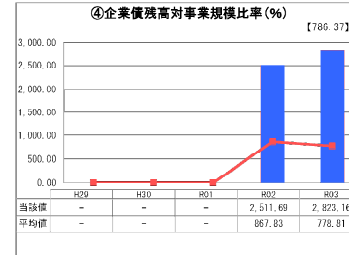
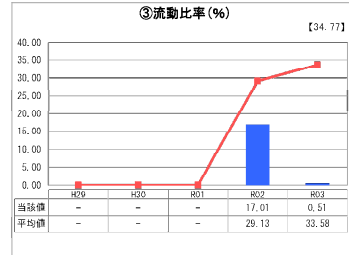
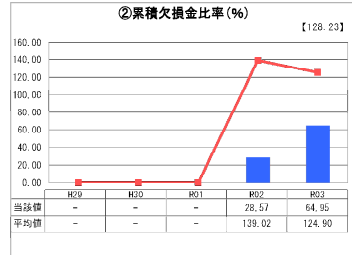
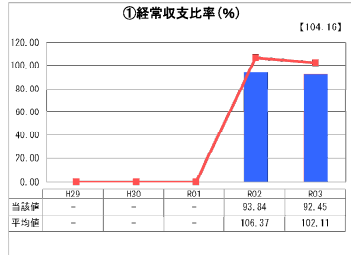
三重県 名張市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	57.89	12.31	98.96	3,344

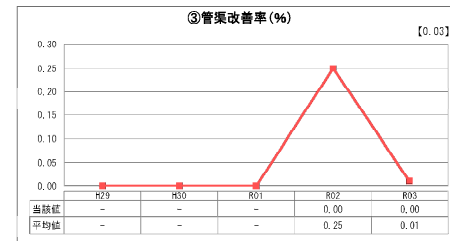
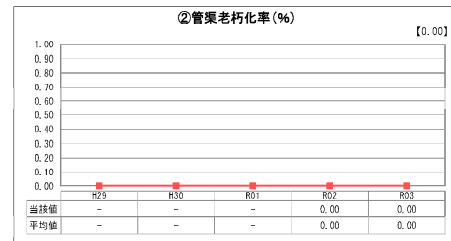
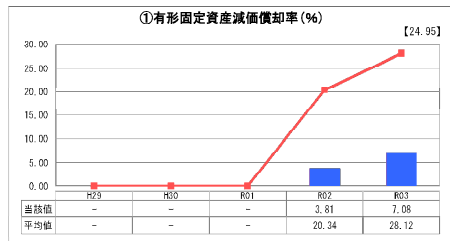
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
76,909	129.77	592.66
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
9,412	5.48	1,717.52

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
□ 令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

令和2年度より地方公営企業法を適用したため、令和元年度以前の数値は全て0となっている。  
 ①経常収支比率が100%を下回っている要因としては、平成24年度に使用料を公共下水道の使用料と合わせて一元化したことにより収益が減額となったことがあげられる。  
 ②累積欠損金は使用料の改定以降の収入の減額により経年損失からのスタートとなったこと、2年連続での純損失によるものである。  
 ③経費回収率は類似団体の数値を上回っているものの100%未満である。  
 ④汚水処理原価及び⑧水洗化率も昨年度に比べ向上しているが⑦施設利用率は昨年度よりも低下し類似団体の数値を下回っていることから、継続して効率的な施設の維持管理を行うとともに、適正な施設の維持管理の検討に取り組む。

農業集落排水事業の各指標をみると、農業集落排水使用者の使用料収入だけで維持管理を賄えない状況は明白だが、当市では公共下水道・農業集落排水事業・戸別浄化槽事業を含めた健全経営を考えており、市域全体での下水道事業決算においては2年連続で純利益を出すことができている。

### 2. 老朽化の状況について

当市の農業集落排水事業では、最も古い地区での供用開始が平成3年となっており、管渠については耐用年数に達していないことから、②管渠老朽化率、③管渠改善率ともに0%である。しかしながら、処理施設の機器においては耐用年数が短いことから更新・修繕を行っている。そのため平成29年度に機能強化(対策)計画を策定しており、計画に基づき老朽化対策に取り組んでいる。

### 全体総括

農業集落排水事業については、平成30年度に11処理区全ての整備を完了し供用を行っているが、20年以上経過した施設が多くあることから機能強化対策計画に基づき、改築更新事業に取り組んでいる。また旧使用料体系時に多くの施設の建設を終えていることから、現状の経営状況に施設規模が見合わなくなってきたことがうかがえるため、維持管理適正化計画の検討をすすめていく。地方公営企業法としての決算数値を踏まえた経営状況の分析を行うとともに、事業費の情報を盛り込んだ経営戦略を令和4年度に改定する予定となっており、今後は経営戦略を活用し経営改善に取り組んでいく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

## (2) 類似団体との比較分析

総務省公表の公営企業年鑑（2020（令和2）年度）によるデータから抽出した本市と同規模の類似団体と、三重県下の自治体を対象に、公共下水道・農業集落排水の2事業に係る経営の健全性を表す指標の比較を行うことにより、現在の経営状態の傾向を把握します。農業集落排水事業は、本市と類似している団体が日本全国に数多く存在するため、三重県内と三重県に隣接している1府5県(京都府、岐阜県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県)を対象に比較します。

類似団体は表 2-3-2 に示す条件により抽出を行いました。類似団体及び県下自治体と比較する項目は、総務省より公表されている地方公営企業の経営指標を基本とします。

比較項目を下表に示します。比較に使用する数値は、2022（令和4）年現在で総務省より公表されている年度のうち、最新となる2020（令和2）年度の値とします。

表 2-3-1 類似団体及び三重県下自治体と比較する指標項目

経営指標		単位	算定式
事業の概要	事業普及率	%	$\frac{\text{処理区域内人口(人)}}{\text{行政区域人口(人)}} \times 100$
	水洗化率	%	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口(人)}}{\text{現在処理区域内人口(人)}} \times 100$
	一般家庭使用料	円	一般家庭において1か月に20m <sup>3</sup> 使用した場合に支払う下水道使用料
施設の効率性	施設利用率	%	$\frac{\text{晴天時平均処理水量(m}^3\text{)}}{\text{現在処理能力(m}^3\text{)}} \times 100$
	有収率	%	$\frac{\text{年間有収水量(m}^3\text{)}}{\text{年間汚水処理水量(m}^3\text{)}} \times 100$
経営の効率性	使用料単価	円/m <sup>3</sup>	$\frac{\text{使用料収入(円)}}{\text{年間有収水量(m}^3\text{)}}$
	汚水処理原価	円/m <sup>3</sup>	$\frac{\text{汚水処理費(円)}}{\text{年間有収水量(m}^3\text{)}}$
	経費回収率	%	$\frac{\text{使用料収入(円)}}{\text{汚水処理費(円)}} \times 100$
財政状態の健全性	処理区域内人口 1人当たりの地方債残高	千円/人	$\frac{\text{地方債現在高(千円)}}{\text{現在処理区域内人口(人)}}$

表 2-3-2 類似団体の抽出条件

公共下水道事業(全国)

総務省公営企業年鑑(令和2年度)より

抽出項目	抽出条件 【該当 38 団体】	名張市 (中央、南部処理区)
行政人口	条件なし	77,250 人
処理区域内人口	10,000～50,000 人	44,900 人
有収水量密度	2.5～5.0 千 $m^3$ /ha	4.4 千 $m^3$ /ha
供用開始後年数	15～25 年	16 年
事業手法	公共下水道	公共下水道
地方公営企業法の適用	法適用	法適用

農業集落排水事業(三重県+隣接 1 府 5 県)

抽出項目	抽出条件 【該当 53 団体】	名張市 (11 地区合計)
行政人口	条件なし	77,250 人
処理区域内人口	条件なし	9,537 人
有収水量密度	2.5 千 $m^3$ /ha 未満	1.4 千 $m^3$ /ha
供用開始後年数	25 年以上	30 年
事業手法	農業集落排水	農業集落排水
地方公営企業法の適用	法適用	法適用

◆事業の概要の比較

事業規模等の事業概要を把握するため、事業普及率、一般家庭使用料を類似団体と比較します。

<p>事業名 公共下水道事業</p> <p>項目 事業の概要の比較</p> <p>比較内容 ・事業普及率は、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加などの観点から100%となっていることが望ましいと考えられています。 ・一般家庭使用料は、一月の平均的な使用料である20㎡使用した場合の金額です。一般的には、3,000円前後が適正であると考えられています。</p> <p>比較項目 ○事業普及率 (%) = <math>\frac{\text{処理区域内人口 (人)}}{\text{行政区域内人口 (人)}} \times 100</math></p>	<p>○水洗化率 (%) = <math>\frac{\text{現在水洗便所設置済人口 (人)}}{\text{現在処理区域内人口 (人)}} \times 100</math></p>	<p>○一般家庭使用料 (円) = 一般家庭において1ヶ月に20㎡使用した場合に支払う下水道使用料</p>
<p>全国類似団体及び県下自治体との比較</p>		
<p>分析</p>	<p>下水道普及率については、全国平均は僅かに上回っており、県内平均は僅かに下回っており、行政人口に対しては中規模な事業であるといえます。</p> <p>水洗化率については、全国平均、県内平均共に上回っており、100%に近い値となっています。</p>	<p>1ヶ月20㎡当たりの使用料は、全国・県内平均を上回っており、ほぼ適正な使用料であるといえます。</p>